

この件については、申し立てるまでもなく昨年度末非常に地元の
協力を得てすむに、移転、土地買収等が完了してゐると聞いて
おられますが、肝腎の工事の促進についておうず延長されてゐるという
声を聞いております。この時にあたり、事業にかかたう必ずや
つていただくことが先決だと我々は感ずるのありまして、この意
見書の中にも書いてありますように、いいては町の発展とも阻害
する事にもなると思ふますので、意見書を提出したわけでありま
す。この理事長も挙げて本年度中に施行されることを切にお
願ひいたします。

二議長（高橋千春）

こゝより質疑を行います。

二十八番（石川信義）

本件に対しては、ただいま提案理由がなさいました通り、一日

も早く促進の方をお願いしなければなりません。この件について、理
事会側に物何いたります。私の聞くところによりますと、本
関係の工事につきましては、一応見通しとつたようにしては、卻
つてとつたようにして、一千万円から予算に組まれており、土地の
買収につきましては、議員さんの努力によりまして、詰合ひ
がつてある。一か一か工事の完成に及びましては、排水工事関
係の予算が全然組まれておられないという状況でございますが、
こゝの点について、参考までに理事長側の内容を明確にお聞
きかせ願ひば幸いです。

一助役（川森金吉）

ただいまの御質問であります。この二ノ街路は、承知の通り都市計画
街路でございます。五ノ堀線と起点として青梅まで通ずるわけであり
ます。中福生と通つてきたところまで、できてその先が心配なとい

う所でございます。その中でもっとも進行しておりませんのは、駅前通りの間、約五百九十メートルの間で、今石川議員さんが言われた通り、買収等も行われておるのようですが、然しなかり今日まで完成しては、いさうことと議員提出にはつたと思つますが、この件については、都の単独事業でございます。都自身やる工事になつておるわけでございます。従つまして、先般の都市計画審議会におきましては、この道路は三十七年度におきまして、完成する予定であつたのと思つたか、財政困難と云うことで、三十七年度から三十八年度に事業認定の変更といたわけでございます。従つましてその完成はそれから後、昭和四十七年にはいって完成しないということになります。私も地元民として非常に迷惑とするところを、この事業の転脚についても、地元民としていさしても協力したい、町としてもこれに付して懸命な努力をして今日まで援助して参つたんだと云うことを申し上げたのであります。

この道路は中心地を走る道であり、この現状を見ると、道であるのみ、店頭であるのみ、わがらなへ状況であるから至急やるべきと云うこと私が申し上げたところ、ふたつして、でき得れば今年度中にやりたんだか、一応ここにわたれば、三十八年度計画と云う事業認定だけはやらしてもらいたいと云う答弁がありましたので、それならば一応ここにあつては了承するが、議案は通すけれども予算については極力骨をおさつたいただきたいと云うことを申し上げたわけでございます。聞くと云うによると、本年度の予算として一千五百万円が計上してあるようにございます。一かーその内の一千万円は補償費に要することだそう、理由として、現在のところ二軒は交渉が整つておらず、後の四軒は交渉は整つたが金がかつたと云うことであります。要するにその二軒の補償費が大体二千円であるところより、解釈しておるわけでありまして、そうしますと残る五百万円が舗装費にくると云う状態でございます。

従つて先般もこの件に對して町長におきまして、東京都知事の方には議會議長の方には陳状をしておるわけでおぼつた。以上であります。

議長（高橋千春）

ほかにもおぼつませんか。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

これにて質疑疑は終結したのであります。

議長（高橋千春）

おはかりいたします。議案第五五号は原案通り決するに、異議ありませんか。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

（異議ありと認めず）、よつて議案第五五号は原案通り可決したのであります。

議長（高橋千春）

日程第四、昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算案、議案第五五号と議題に供します。向長として議案の朗読をさせていただきます。事務局長（生田国利）

朗読

議長（高橋千春）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

（助役（篠崎俊夫））

議案第五五号、昭和三十一年度第二回定例福生町歳入歳出追加更正予算案について説明申し上げます。本年度における補正予算案の編成は財政的には場からのみ考えます。いは当初予算が成

まいたるまで、向うはいくらかかると、従つて、本年度
 の財政収支の見通しはつきりないと、こういふことからせめて
 地方交付税の額はつきりしない、~~十月~~月頃には追加予算を編成
 するとか理想なのでございますが、然しなから承知の防音工事は必
 ずして予定通り年度内に完成させるためには、地方交付税の関
 係もありますので、一ヶ月近くおとひりますので、ここで追加予算
 と編成して工事にからなければならぬといふことから、今回、第一
 回の防音工事一本に上り、町の支出として十九百八十九万円かかる
 わけであります。この予算を編成するといふことに限定し、これに
 見合う歳入の面については現在でさうする限りの収入見込みをここに
 第二回目の補正予算案として提案申し上げる次第でございます。
 歳入については説明申し上げる。第一款の町税におきまして
 は八百五十万円の追加となっております。内訳は、第一目の町民税に

おいて五百五十万円、第二目の固定資産税におきまして百万円の追加とな
 っております。これはすなわち秋徴収による収入見込みの増でございます。第
 四目の町民税は、消費税に置きましては、五百五十万円を追加したとす
 るものでございますが、この点につきましては、次の議会に税条例の改正
 として提案申し上げ、九月一日から従来の六は、消費税の税率
 は百分の三であつたものを百分の三・四にすることになつております。
 その関係から税率改正にともなう増収見込みは五百五十万円を追加し
 たといふものであります。次に第五目の電気ガス税におきま
 して、五百万円を追加したといふものであります。電気ガス税は
 大衆課税であるといふことから、従来百分の九でありましたものを百分の
 八に改めることになつております。然しなから、福生町の人はますます
 増加し、又最近では電気ガス料の増大が普及してゐる関係から
 税率を下げて、税金は期待できると存えております。次に第三款

の地方交付税におきましては八百八十万円を追加するものと
のていふことです。規定予算額が十三百万円でありまして、今回の追
加を合せて二十四百万円になるわけがあります。参考までに申すと、
ますと、前年度の地方交付税の決定額は、二千三百七十九万円であ
りまして、今回の追加によりまして、前年度より百三万円と過
額の計上になつております。この点につきましては本年度はまだ入
っておりません関係からすると、地方交付税の限度賦課額が国税三
三税、地方交付税、所得税、法人税をい、酒税の二八、九%、毎年国
の方にまわす地区になつてゐるのていふことです。そうすると、国税三
税の増収が、前年度に比較して、一割五分程度の増収を国の方では
みてゐるようていふことです。又十月から実施した新しい職員俸
スアップが本年度は半年度代さいる関係から財政事情も想定見込
れる。又その他にも毎年恒例の市町村にわたる地方交付税の減額と

いふ大きな原因があります。然し所得の関係は、本年度は高いのであります。か
福生町の税収はまた不安定でございまして、普通の場合だと町民税
が固定資産税より上廻るものか、一般の形態ですが、残念ながら町
民税の方が固定資産税より少なく、従つて、こゝに大関係から
前年度の平均と大幅に上廻る税収は期待できないのであります。
財政事情もふえてくるのていふことです。前年度より何か
かは地方交付税もふえてくることとて、こゝに八百八十万円を計
上したわけであつます。次に第八款の都交基金におきまして
は二百万円を追加しようとするのでございします。これは、市町村
振興交付金でありまして、都からの金でございします。この点につ
て前年度、都では当初予算に二億円の組んでおらず、後に五千
万円を追加して二億五千万円に上つたのでございします。本年度は、都で
は二億五千万円を組んでおります。二百万円増収はもうえらもの

と確べつたてかります。次に第ニ款の雑入金におきましては町
税の延滞金の自然増収見込み額五〇万円を追加しようとするも先
そうしますと歳入合計は、規定予算額の二億三千七百三〇円に
対しまして、今回の追加が九百八十万円、合計つたりますと、二億五千
五十九万三千〇円とほゞ次第でございませう。歳入の方は冒頭に申して
下す一六通り、繰出金として千五款の諸支出金に九百八十万円を
計上つたります。全額、町立第一小学校の費防音工事特別会計
に繰出金として、財政的にもつかんばきを期して完成するとう予
算でござります。慎重に審議願います。即可決あらんことをお
願ひつたります。

議長（高橋千春）

これより質疑を行います。

八ノ番（大久保一朗）

議案第五三号について、たつたつた助役の説明についても、庁舎運
設という関係から了解できるわけでありませうが、私の質問したい点
は非常に無理をいたすのではないかと、当初予算の千九百八〇万と
いう追加更正をいたすわけでありませうが、実際に当初予算を
施行するにもさらに追加しなければならぬ情状もあらう。又、住民か
らのつらうな要望の事業もあり、さらに町としても当初予算に
計上されておられない事業もあらなければならぬというふうな関係に
ついて今後の見通しについて財政上の問題はどうか、お聞かせ願ひ
たいと思つます。

八助役（篠崎俊夫）

切實な内資用でござります。本年度もこういた大きな、第一小
学校の防音工事とかあるは、庁舎建設という吾々の予算を必要とす
る工事をやつておる関係と、財政的には非常にきつたことか、つえ

と思つます。今後の財政事情としても恐らく二百万位はあつうかと考
えておられます。また地方交付税がはつきりしないのであります。か町民税
につきましても大体ふえても一%ふえるかどうかとう希望はもって
おりますか、まあ一%いである、残るのは地方交付税かどの位と見え
るか、これは前年度より少いという事はないという自信はもっており
ますか、かうばかり位もふえるかとなると難しい問題で、今後の財政
収入の見通し等をその都度検討し、ほんとに乘切つてつきたいと考
えておられます。いひます。

議長（高橋千春）

ほかに質疑はございませんか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

これにて質疑は終結いたしました。

議長（高橋千春）

おはかりいたします。議案第五号は京東通り決する、此異議あり
ませんか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

此異議なしと認めます。よつて議案第五号は京東通り可決いたし
ました。

議長（高橋千春）

次に日程第五、特別会計の設置について議案第五号を議題に供しま
す。事務局長として議案の朗読をいたさします。

事務局長（金子国利）

朗読

議長（高橋千春）

理事局より提案理由の説明を求めます。

（副役（篠崎俊夫））

議案第五十七号特別会計の設置について申します。第一小学校の第二期防音工事と施行いたしますため昭和三十八年度におきましても昨年と同様、町立第一小学校防音工事特別会計と設置したいたく本案を提出した次第でございます。而可決あらんこととお願ひいたします。

（議長（高橋千春））

これより質疑を行います。

（異議ありと呼ぶ者あり）

（議長（高橋千春））

これにて質疑は終結いたしました。

（議長（高橋千春））

おはかりいたします。議案第五十七号は原案通り決すべく異議ありませんか。

（異議ありと呼ぶ者あり）

（議長（高橋千春））

内異議ありと認めます。よって議案第五十七号は原案通り可決いたします。

（議長（高橋千春））

日程第三の昭和三十八年度町立第一小学校防音工事特別会計歳入歳出追加更正予算案議案第五十八号と議題に供します。局長にて議案の朗読をいたします。

（事務局長（金子国利））

朗読

（議長（高橋千春））

理事者から、提案理由の説明を求めます。

（助役（篠崎俊夫））

議案第五八号、昭和三十一年度町立第一小学校防音工事特別会計歳入歳出予算案について説明申し上げます。参考のため、訂正内容と簡単に申し上げます。坪数を申し上げますと旧校舍が八百九十坪、新校舍は千二百坪、二百七十坪の増加になります。教室数につきましては旧校舍が三十三教室に、新校舍に三十三教室と、三十三教室の増加であります。このうち昨年度は前の議会におきまして、三千四百五十坪以内を以て坪数で約三百七十坪が完成してあります。教室数で申し上げますと五教室であったわけであります。本年度は残りの工事計画とこの際一筆に完成しようというところから本案として提出申し上げます。本年度の建設計画は、たまたま申し上げたものの残りでございます。坪数で約八百五十三坪でございます。教室数で、普通教室は十五、

特別教室が三、合計三十九教室が完成するわけであります。もちろんその他に、職員室、校長室、会議室、給食室、小休室等が建設されることになっております。まず歳入予算の内容を申し上げます。防衛施設庁で所管されておる学校の防音工事というのは、形の上では全額国庫負担でありまして、国庫支出金が八千九百五十三坪以内となっております。内訳は、第一節の工事費補助金が七千七百七十一坪八千坪となっております。坪当りの工事建設費は九万八千四百坪であります。これはその時に比べて違っておりますが、大体の標準であります。第三節の町営事務費補助金が工事費補助金の四割にあたる三百二十万八千坪となっております。次に第二款の町支出金において、先程一般会計で決議したた一般会計からの繰入金として千九百八十万坪と計上しようとするものでございますが、この額は国の補助以外の町の負担でしようとしてもよくおこななければならぬこと、ということは旧校

舎より、教舎敷地に作るの、その分は町が負担しなければならぬ、約
九十五坪でありますか、そううものもこの際児童の増加にとはい、国庫
補助はもうえなくても防音工事補助はもうえるのでござりますと
うのは、併行工事と防音工事ありまして、先程申しました坪九万八
千四百坪とうのは、両方を合せたものであります、防音工事は坪二
万三千坪程度で、町独自で施行しても防音工事費はもうえらうであ
ります。併行工事費だけ町でめいばよいとうことにはなるのであります。その
他に町独自で施行しなければならぬものとしては、特別経費の備品購入費で
あると、暖房工事費、あるいは旧木造校舎が鉄筋建てになりますと、木造
校舎は町の責任になります、その分は国庫補助金は、^差引かいて
さう、さうなものと合えますと町の負担金は十九万八千円になります、
第一目、第二目、第三目、第四目は、一億七千万円になります、
次に歳出について、説明申し上げます。第一目の管理費は、おそ九千三

百三十八万五千円を追加しようとするものでござりますか、その内訳は新校舎
八百五十万坪の工事諸費が九千五百五十八万五千円、それから特別
教舎等の備品購入費が七十万円となっております。第三目の工事雑費
に、おそ二千万を追加しようとするものでありますか、その内訳は、工事
施行に必要なと設備費であるとか、その他諸雑費でござります。
第三目の事務費に、おそ一億八千七百万円を追加したそうとす
るものでありますか、この額は工事費の四%にあたる額でござります
そのうち五%が施行管理委託料、五%が一般事務費といたしてお
ります。さうして歳出も歳入合計と同じ一億七千万二千円になるわ
けであります。尚、本件と関連して、うすを伺っておきたいのでござりますか
本工事の設計管理を誰にするかという問題でござりますか、これは前年
度の設計である、全体の計画、さうしたものと密接不可分の関係に
ある、前年度と同様防衛施設で推進してあります、八五五の品質